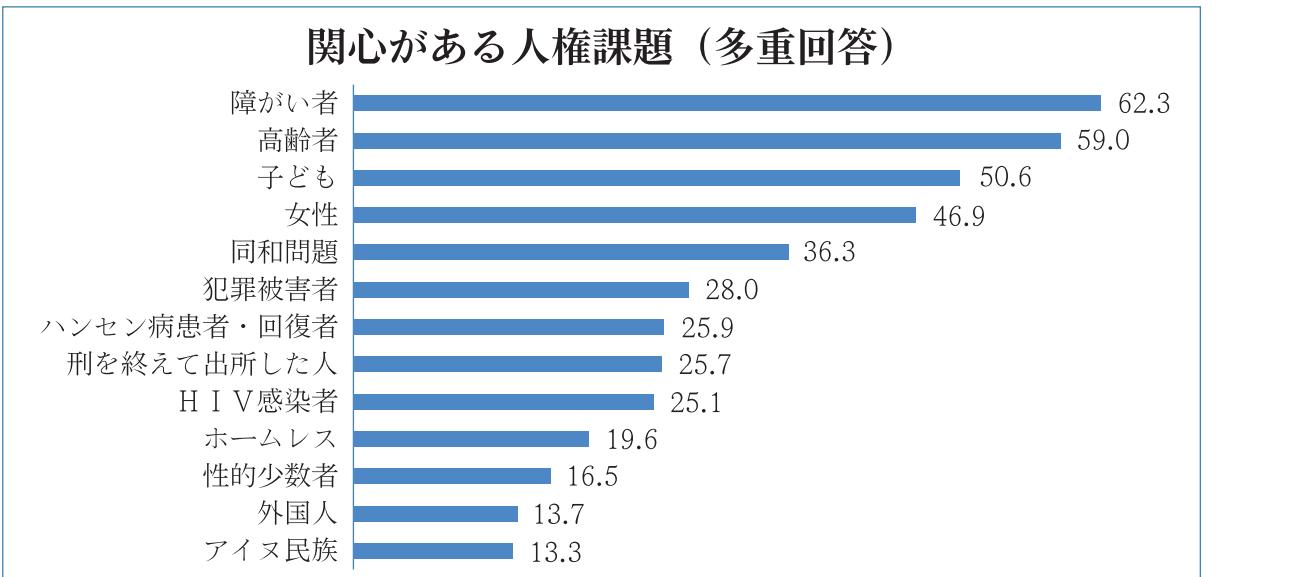


個別の人権課題に対する取組

町民意識調査によれば、身近な人権課題に対して関心が高いことがわかります。身近な人権課題を取り口として、同和問題をはじめとする様々な人権課題を自らの問題として捉えるための教育や啓発、施策の推進のあり方や内容を検討する必要があります。また、同和問題などの具体的な人権課題に即した個別的なアプローチに加え、「法の下の平等」や「個人の尊重」といった普遍的なアプローチにより、人権尊重の意識の高揚を図り、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいきます。



- 同和問題**
町民の正しい理解と認識を深め、問題解決への主体的な取組を促進するため、教育・啓発を中心に取り組んでいきます。
- 子ども**
関係する機関・民間団体はもとより、学校や家庭、地域などが連携と協働のもとに、教育や意識啓発、相談・支援体制の充実など、「子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」を進めていきます。
- 高齢者**
高齢者が社会参加活動の中で生きがいを醸成できるような環境づくりに取り組み、「新たな共助の仕組みづくり」を進めます。あわせて、高齢者一人ひとりの権利が尊重され、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が送れるような環境づくりを進めます。
- 外国人**
同じ地域に暮らす住民として、「共に生きる」社会の構築、すなわち「多文化共生社会」の構築に協力し合うことが求められており、外国人住民についての理解促進並びに自立及び社会参画の機会づくりを進めます。
- 刑を終えて出所した人等**
刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されることのないよう差別や偏見の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力して啓発に努め、温かく受け入れられる地域社会づくりを進めます。
- 様々な人権問題**
その他、迷信や北朝鮮への拉致被害者問題、性的指向（同性愛等）に係る問題もあります。この基本指針に掲げていない様々な人権課題や、今後新たに対応すべき人権課題などに対して、あらゆる機会を通じて、人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。
- 女性**
「男女共同参画社会基本法」の理念である「男女の権利の尊重」、「社会における制度又は慣習についての配慮」、「政策等の立案及び決定の共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の視点に立った取組を進めていきます。
- 障がいのある人**
障がいのある人に対する理解と思いやりの心を育むよう、教育・啓発を推進します。
- HIV感染者・ハンセン病回復者等**
感染症等に関する正しい知識を普及するための広報活動を進めるなどの施策を推進します。難病については患者自らの意志でその人らしい生活が送れるよう支援します。
- 犯罪被害者とその家族**
犯罪被害者等の視点に立った広報・啓発や相談・支援体制の充実に関し、関係機関との連携により推進します。
- 性同一性障がい者**
民間の団体とも連携・協力して、正しい理解の促進と差別や偏見の解消に向けた啓発に取り組むとともに、社会の正しい理解のもとで、自分らしい生活を営むことができるよう環境の整備に努めます。
- インターネットによる人権侵害**
法務局や島根県、関係機関等との連携を深めることにより、早期発見を図り、被害の拡大防止に努めます。また、町民一人ひとりが、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべき情報モラルについての理解を深められるよう啓発を推進します。

調査報告書が示すこと

多くの町民のみなさまのご協力のうえで町民意識調査を2014（平成26）年に実施し、今回の「基本指針」を策定いたしました。各調査項目の回答結果から、今後の津和野町において示唆されるべき大切なことが浮かびあがりましたので、最後に書き記します。

人権問題や差別問題というと、なんだか遠いもの、難しいもの、非日常的なもののように感じられるかもしれません。けれども「人権」というものは、かみ砕いて言えば「人間が人間として生まれながらにして持っている権利」であり、「この「私」にあるものだ」とすれば、人権問題・差別問題は決して「私」の日常と無縁なことではありません。この問題を通して問われているのは、全ての町民が明るい明日を語ることができる町、明日を信じることができるものを作っていくかということではないでしょうか。

町民意識調査から、「差別は認められた行為ではない」と、多くの方が思っていることがわかりました。だから差別をしようとして差別発言をする人はむしろまれであると言えるでしょう。「からかい」や「差別の対象者がそこにいないという思い込み」から差別発言につながっている場合が多いのです。つまり、大切なのは「差別発言をするな」ではなく、そのおおもとにある認識や常識を組み替えること、そして、そのための研修・啓発が必要であるということです。また、差別される側にとって、差別とは「何か責められてしまうべきことを行ったための罰としてやってくる」というものではなく、突然何の前触れもなく襲ってくるものです。差別する者の多くは、差別しようと決意して行うのではなく、無知なまま悪気もなくこれまでの秩序に則って、相手の生きることを否定するのです。このような「攻撃性を持った無知」を、町ぐるみで

克服していくことが必要なのです。調査結果から、人権問題について乏しい情報しか持ち合っていない町民の方がいることも事実です。しかし、「機会があれば勉強したい」との自由回答の記述にみられるように、「差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である」という意見を否定してはいません。すなわち、差別の具体的な現実（実態）をきちんと知り、そうした差別がまかり通る日々の関係のおかしさに気づくこと、その差別に一つひとつ向かいながら具体的に何ができるかを隣人とともに考え、私も隣人も安心できる日常、支えあえる町とはどういうものか実感できるような学習の機会をより多く設定することが求められているのです。

また、「差別をなくそうとしている身近な人」の存在を多くの方が知っていることもわかりました。まずはそうした等身大の「差別をなくす動き」に着目することが大切であると考えます。等身大の「差別をなくすための声」が職場や地域でより多くの人たちに届くよう努めることなら今すぐできるのではないかでしょうか。

「差別をなくす」、「人権を守る」ことは具体的な動きです。差別を「今より少なくすること」は今日からでもできるのではないかでしょうか。

（津和野町人権・同和問題町民意識調査プロジェクトチームより提出された町民意識調査報告書より一部抜粋）



津和野町役場

〒699-5292 島根県鹿足郡津和野町日原54番地25
TEL 0856-74-0021 FAX 0856-74-0002

津和野町教育委員会

〒699-5605 島根県鹿足郡津和野町後田口64番地6
TEL 0856-72-1854 FAX 0856-72-1650

●町ホームページに「津和野町人権・同和行政基本指針」（全文）を掲載しています。<http://www.town.tsuwano.lg.jp/>

津和野町

人権・同和行政基本指針 【ダイジェスト版】

2015(平成27)年3月



津和野町・津和野町教育委員会

人権施策の基本理念

- 「共に支え合い、助け合う心を大切にし、明るい家庭や地域をつくるまちづくり」
- 「豊かな人間性と人情味あふれる町民の育成を図り、差別のない明るいまちづくり」

基本指針策定の背景・趣旨

津和野町では国内外の動向を踏まえ、一人ひとりが尊重される社会の実現を目指すため、「津和野町人権・同和行政基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定しました。改めて重大な社会問題であり、同時に国民的課題である同和問題（※同和対策審議会答申から 下欄参照）をはじめとするあらゆる人権問題の解決は行政の責務であるとの基本認識に立ち、今後の人権・同和行政の総合的、効果的な取組を推進します。

※なお、策定にあたっては、町民の人権意識の実態把握を目的とした「津和野町人権・同和問題町民意識調査（以下「町民意識調査」という。）を2014（平成26）年1月に実施したほか、同和地区内の聴き取り調査を行い、その結果を反映させ策定しました。

●同和対策審議会答申（1965（昭和40）年）

「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題」と位置付け、「その早急な解決こそ國の責務であり、同時に國民的課題である。」との基本認識を示しました。そして、「現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないというもっとも深刻にして重大な社会問題である。」と述べています。



人権施策の推進体制

1. 行政の役割

「基本的人権の尊重」という目標をしっかりと見据えなおし、町民が共に生き、共に支え合う町を目指し、行政全部局が連携し、町民との協働を図りながら施策を展開していく必要があります。

2. 行政職員の資質向上

様々な人権問題についての研修会を年数回開催します。また、研修会等で学んだ知識や認識をもとに、創造的・主体的に行動できる行政職員を育成していきます。

3. 町民一人ひとりの役割

人権・同和問題に関する講演や啓発活動に主体的に参加していくとともに、様々な人権・同和問題の当事者との交流やふれあいを通して、豊かな人権感覚を身に付けることが必要です。

4. 地域社会の役割

自治会をはじめ、民生委員・児童委員、婦人会や教育機関、企業、事業所などの関係機関が連携し、ネットワークを形成していく必要があります。このネットワークは「津和野町人権・同和対策推進協議会」を中心となって各関係機関との連携を進めています。



5. 企業、事業所の役割

企業、事業所内での人権教育・啓発を推進し、人権尊重の意識を高めるとともに、公正な採用、配置、昇進など、職場における人権の保障に取り組む必要があります。

6. 民間団体等との協働の推進

NPOなどの民間団体等を、町の人権・同和教育の重要な担い手として位置付けるとともに、連携・協力して課題解決に対する町民の関心や参加意欲を高めていく取組を進めます。

7. 国や県等との連携・協力

それが保有する情報、教材や研修会などの機会を積極的に活用するとともに「島根県人権啓発活動ネットワーク協議会」並びに「地域人権啓発活動ネットワーク協議会」での連携を強化し、効果的な人権・同和行政、人権・同和教育を進めます。また、町内の人権擁護委員の活動にも積極的に連携し、様々な啓発活動を進めます。

人権・同和教育と啓発の推進

今なお、町内にある差別の実態に学び、教職員並びに関係者が推進体制を確立し、社会人権・同和教育及び学校人権・同和教育が連携して、それぞの立場で積極的に取り組みます。また、教育委員会は、人権・同和教育を重要な課題として位置づけ、推進する条件の整備を図ります。そして、「津和野町教育ビジョン」に記されている人権・同和教育の具体的目標である「人権・同和教育を積極的に推進し、全ての町民が共生できる社会の実現」を目指します。

1. 社会教育・啓発の推進

①多くの地域住民の参加による自発的な人権学習活動を促進し、人権・同和問題の解決が町民自らの課題となるよう啓発に努めます。

②社会教育関係団体の育成等を通じて、教育の機会を多くし、自立と連携の意識を高め、住民それぞれが、社会的役割を果たせるよう努めます。

③人権・同和問題に関する図書の充実を図り、その紹介を図書館だよりや町広報等で周知し、啓発を進めています。

④一人ひとりの子どもの個性を十分に理解し、発達の段階や個性に応じた教育（保育）を実施します。

⑤学校教育と社会教育との連携を図りながら、家族相互のふれあいの中で豊かな人間性を育て、人権・同和問題についての理解を深め、課題解決の実践力を高めるよう家庭における人権・同和教育を推進します。



2. 学校教育・啓発の推進

①単に知的理解だけにとどめるのではなく、人権・同和問題についての認識を深めて課題解決の実践力を高めるよう、児童、生徒に対し一人ひとりに即した適切な指導をします。

②指導にあたっては、「差別は現存している」という認識に立って全教職員の人権・同和問題についての理解を深めるとともに、推進体制を確立し、児童、生徒を取り巻く地域の課題に基づいて、具体的目標と計画を立て、生活指導のすべての領域で取り組み、あらゆる差別を的確に把握して指導を行います。なお、就学前教育の重要性を認識し、保育園、児童館との密接なかかわりの中で小学校、中学校、高等学校の一貫した教育を推進するよう努めます。

③すべての児童、児童、生徒について、社会の各方面に進出し、社会的役割を果たせる能力、適性等の伸長を図って進路保障に努めます。

3. 指導者の育成

町民意識調査では、学校の授業で同和問題を知った者は、同和地区出身者に対する差別はいけないと認識しているという結果が出ています。同和教育が「同和問題の認知度を高め、差別が生み出される」（いわゆる、「寝た子をおこすな」論）は当てはまらないと考えます。そのため、学校・家庭・地域における人権・同和教育を推進するために、深い理解と認識をもち、熱意と実践力を備えた指導者の育成に努めます。社会的立場を認識し、資質の向上を図るために研修会を開催し、行動できる行政職員、教職員とななければなりません。